

令和 7 年 11 月 18 日

黒瀬商工会 御中

東 広 島 市 長
(建設部 技術企画課)

黒瀬川 特定都市河川指定に関する説明会の開催について（案内）

平素は、本市の建設行政にご尽力いただきありがとうございます。
この度、広島県が、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、黒瀬川流域を特定都市河川流域に指定することとなります。

これに伴い、広島県が、「黒瀬川 特定都市河川指定に関する説明会」を添付のとおり開催しますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、令和 7 年 12 月 5 日（金）までに、所定の方法により申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、主に関係のある分野の事業者様としては、宅地造成や開発などの土木関係となります。

【申込方法】

（1）Forms（フォームス）

QR コードを読み取り、入力フォームに必要事項を入力し、送信してください。



（2）その他

Forms（フォームス）による申し込みが困難な場合は、直接、電話にて申し込みください。

連絡先：082-420-0943 東広島市 建設部 技術企画課（担当：彌勒、仁井）

令和7年11月13日

黒瀬商工会 御中

広島県土木建築局河川課長
(〒730-8511 広島県中区基町10-52)

黒瀬川 特定都市河川指定に関する説明会の開催について（通知）

広島県の河川行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

広島県では気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う「流域治水」を強力に推進しています。

この度、黒瀬川流域において、法的枠組みの下、流域治水を強力に推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域に指定します。

つきましては、「黒瀬川 特定都市河川指定に関する説明会」を次のとおり開催しますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

1 日 時 : 令和7年12月16日（火） 10時00分～（1時間程度）

2 場 所 : 東広島商工会議所 4階 文化ホール
(東広島市西条中央7-23-35)

3 開催方法 : 対面、WEB

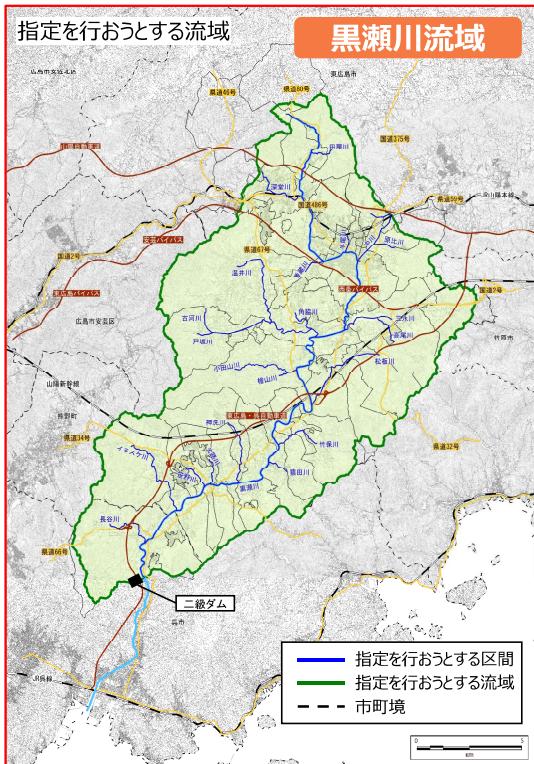
4 問合せ先 : 広島県土木建築局河川課 児玉、神原
電話 (082) 513-3929
東広島市建設部技術企画課 彌勒、仁井
電話 (082) 420-0943

『流域治水』の本格的実践に向けて 黒瀬川等を特定都市河川に指定します。

広島県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う「流域治水」を強力に推進しています。

黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。

平成30年7月豪雨時の黒瀬川浸水状況等



特定都市河川の指定によって みんなでできる5つのこと



みんなが参加できる仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して**流域水害対策計画を策定**

流域水害対策計画の作成や実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する**流域水害対策協議会を設置**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

```

    graph TD
        RH(River Manager) --- DWB(Downstream Waterway Manager)
        RH --- MCV(Municipal Chief)
        RH --- DKR(District Governor)
        RH --- SE(Seismologist)
        RH --- MCE(Municipal Businessman)
        DWB --- DKR
        MCV --- DKR
        MCV --- SE
        MCV --- MCE
    
```

（）：流域水害対策計画策定主体

**雨水流出の増加を抑制
雨水流出のさらなる抑制**

一定規模※以上の雨水浸透害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）を義務付け**

※1,000m²。ただし、都道府県の条例で500m²以上1,000m²未満の範囲で別に定めることが可能。

雨水浸透害行為の例

- 宅地等によるために行う土地の質の変更
- 土地の舗装
- 排水施設をゴルフ場、運動場の設置
- ローラー等により土地を締め固める行為

流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時的に貯する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全

貯留機能保全区域のイメージ

洪水・雨水の貯留機能を有する土地

貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例

■ 壁土 ■ 堤や橋の設置 ■ 止水壁等の設置 ■ 家屋の壁や基礎 ■ ピロティ構造

**水害リスクを減らすまちづくり
住まい方の工夫**

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が**浸水被害防止区域**として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進

浸水被害防止区域のイメージ

浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

高上げ等の支援制度

- ・灾害危険区域等建築物防災改修等事業
- ・流域治水整備事業
- ・特定都市河川浸水被害対策推進事業

移転の支援制度

- ・防災集団移転促進事業
- ・がい地近接等危険住宅移転事業
- ・都市構造再編集中支援事業
- ・流域治水整備事業
- ・特定都市河川浸水被害対策推進事業

計画に基づくハード対策の加速化

遊水地の整備（河川管理者） 河道掘削（河川管理者） 輪中堤の整備（河川管理者） 二線堤の整備（都道府県、市町村等）

堤防整備（河川管理者） 駐車場の整備（河川管理者） 貯留後の早期排水のための施設の整備（都道府県、市町村） 雨水貯留浸透施設の整備（都道府県、市町村、民間事業者等） 排水機場の機能増強（河川管理者、都道府県、市町村等）

出典：『特定都市河川 みんなで取り組む流域治水』国土交通省水管管理・国土保全局（令和6年6月）



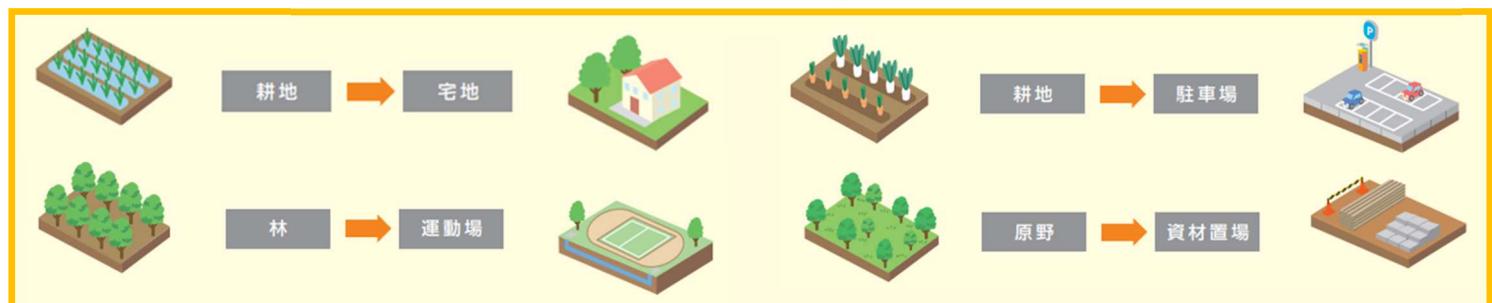
令和8年4月1日から

**黒瀬川特定都市河川指定流域(呉市・東広島市の一部)で
1,000m³以上の雨水浸透阻害行為※を行う際には**

流出抑制のための許可が必要になります。

※土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

次のような、雨水浸透阻害行為（1,000m³以上）を行う際には…



河川に流れ込む量を抑制するために**雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要**

浸透ます



浸透トレンチ



透水性舗装



周囲堤



調整池



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、**許可が必要**（貯留・浸透施設の整備）になります。

この**雨水浸透阻害行為の許可制度**は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

お問い合わせ先

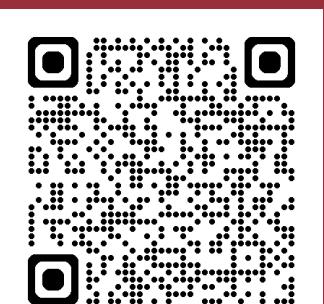
広島県 土木建築局 河川課 河川企画グループ

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

☎082-513-3929

dokasenka@pref.hiroshima.lg.jp

広島県HP
(許可申請について)



雨水浸透阻害行為を行う際に許可が必要となる区域
(黒瀬川特定都市河川流域)

